

保全地域における案内板等の寄贈に関する要綱

平成 17 年 7 月 20 日 16 環多自第 1496 号

(目的)

第 1 この要綱は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）第 20 条の規定に基づいて設置される施設のうち、案内板等について民間企業等からの寄贈に関する必要な事項を定めることにより、良好な保全地域の維持管理に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「案内板等」とは、別図 1 に定める種類及び構造によるものとする。

2 この要綱において「民間企業等」とは、株式会社、有限会社、財団法人、特定非営利活動法人、任意団体、個人等の法人、団体及び個人をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」その他これに類する業種に属する法人、団体及び個人を除く。

3 この要綱において「寄贈」とは、民間企業等が、案内板等を自ら製作し、保全地域内に設置し、東京都知事（以下「知事」という。）にその所有権を移転する行為をいう。

(寄贈の申込等)

第 3 寄贈を希望する民間企業等は「保全地域案内板等寄贈申込書」（別紙様式 1）を知事に提出するものとする。

(案内板等の表示)

第 4 案内板等に表示する保全地域の概要、地図等の内容は、知事が指定する。

2 案内板等に掲載できる民間企業等の名称（以下「企業名等」という。）は「東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号。）」第 5 条第 4 号に規定する寄贈者名とし、商品名等は掲載しないものとする。

3 知事は、公序良俗に反する等掲載にふさわしくないと判断したときは企業名等を掲載しないことができる。

4 案内板等に掲載できる企業名等の面積及び位置は別図 1 のとおりとする。

(設置等)

第 5 案内板等を設置できる保全地域及び数量は、別表 1 のとおりとする。

2 別表 1 に定める保全地域内に設置する案内板等の設置位置は、知事が指定する。

(案内板等の検査)

第 6 知事は、案内板等の設置に先立ちその構造や表示内容について検査を行う。

（設置時の立会い）

第 7 民間企業等が案内板等を設置するときには都職員が立ち会うものとする。

（維持管理）

第 8 寄贈された案内板等の維持管理は知事が行う。ただし、あらかじめ知事の同意を得て民間企業等が行うことができる。

（撤去）

第 9 知事は、寄贈された案内板等が、案内板の機能を果たさなくなった場合及びやむを得ない事情による場合は、撤去することができる。

（更新）

第 10 知事は、案内板等の老朽化等により知事へ寄贈した民間企業等から案内板等の更新の申出があった場合は、本要綱に定める各項の規定に基づき処理するものとする。

（別構造の案内板等）

第 11 民間企業等は、知事と協議の上、別図 1 に定める構造、種類以外の案内板等の寄贈をすることができる。ただし、一保全地域内の案内板等の数量、総表示面積については別表 1 及び別図 1 に定めるとおりとする。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか、案内板等の寄贈に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 20 日から施行する。